

茨木市立小中学校業務サポーター配置事業実施要綱

（目的）

第1 この要綱は、茨木市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に業務サポーター（以下「サポーター」という。）を配置することに関し、茨木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年茨木市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（配置校の決定）

第2 サポーターの配置は、学校の校長（以下「学校長」という。）が提出する業務サポーター配置に係る計画書（様式第1号）及び当該学校の実態を分析、検討し、予算の範囲内で茨木市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が決定する。

（資格）

第3 サポーターは、特に資格は問わない。

（業務内容）

第4 サポーターは、学校において教員が子どもと向き合う時間を確保し、学校教育の質の向上を推進するため、教員が行う事務の支援を行う。

2 業務の詳細は、サポーターと配置校の学校長が協議の上、決定する。

（その他）

第5 この要綱に定めるもののほか、サポーターに関する必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。